

定 款

株式会社クスリのアオキホールディングス

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社クスリのアオキホールディングスと称し、英文では、KUSURI NO AOKI HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、毒劇物、医療用麻薬及び農工業薬品その他健康、美、衛生等に関する商品（化粧用調整品、衛生用品、温度計、長さ計、はかり、圧力計、体積計、健康器具、美容器具、福祉器具及び介護器具等）の製造、卸売並びに販売
- (2) 栄養補助食品、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品、減塩食品、成分調整食品、乳製品、牛乳、加工乳、乳飲料、飲料水、菓子、米・麦等の穀類、麵類、調味料、塩、麹、酒類、農産物、水産物、肉類その他飲料及び食料品全般に関する商品の製造、加工、卸売並びに販売
- (3) 日用雑貨、生活雑貨、トラベル用品、装飾雑貨、衣料品、靴、履物、鞄、雨具・晴具、自転車、その他車両・車両用品・部品、ベビー用品、文具及び事務用品・機器その他日用品等に関する商品の製造、卸売並びに販売
- (4) 家庭用電気製品・その他周辺機器、家具、寝具、室内装飾品及び工芸品等に関する商品の製造、卸売並びに販売
- (5) 種苗・花・草木・樹木、肥料、園芸用品、ペット及びペット用品等に関する商品の製造、卸売及び販売並びに犬・猫等ペットの美容院・ペットカフェ等の経営
- (6) 貴金属及び通信機器等に関する商品の製造、卸売及び販売並びに写真の現像・焼付
- (7) 玩具、スポーツ用品、キャンプ・アウトドア活動関連設備・器具・道具、釣具、潜水用具、楽器、ミュージックテープ、ビデオテープ、ディスク、ブルーレイその他音楽・映像媒体及び娯楽用品等に関する商品の製造、卸売並びに販売
- (8) 金物、工具、建築資材、塗料、木材、住宅設備機器、石油器具、ガス器具、消火器、防犯用器具、防災用器具及び灯油その他住宅関連機材等に関する商品の製造、卸売並びに販売
- (9) 専売品等に関する商品（煙草、喫煙具、切手、収入印紙、書籍・雑誌・新聞及び商品券等）の販売並びにポイントカード、プリペイドカードの発行及び販売の代行、当せん金付証票法に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票券の売りさばき
- (10) 自動販売機設置による物品販売及び自動販売機器の販売
- (11) 調剤、特定健診、特定保健指導、健康相談、健康増進啓発、相談助言に対する専門職の派遣、受託臨床検査、健診機関の運営受託・健康増進サービス、治験（医薬品開発）支援その他地域医療に関する事業
- (12) 古物の売買及びその受託販売
- (13) 貨物運送業、倉庫業及び倉庫管理業、クリーニング及び貨物・荷物の取次代行、旅行斡旋及び保険代理
- (14) ショッピングセンター、食堂・喫茶店等の飲食店、クリーニング店、理

容室、美容室、エステティック・ネイルサロン、保育所、幼稚園、老人ホーム、ドライブイン、スポーツ・フィットネス・マッサージ・健康ランド施設、文化学習施設、遊技場、駐車場、ガソリン等燃料スタンド、乗り物シェア一施設等施設の経営及び管理

- (15) 納食及び配食サービス
- (16) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (17) 金融業、両替業、総合リース業、レンタル・リース業、電子マネー事業、クレジットカード事業、公共料金等の収納代行業、集金代行業、支払代行業及び銀行代理業並びに現金自動預入支払機の導入、設置及びそれらに係る事務・運営に関する事業
- (18) 労働者派遣業及び職業紹介事業
- (19) 経営コンサルタント業、印刷及び出版業
- (20) 介護保険法・生活保護法・老人福祉法・障がい者総合支援法に基づく施設開設・運営及びサービス・福祉サービス事業、健康増進法に基づく特定給食施設開設及び運営事業並びに道路運送法に基づく有償送迎運送事業
- (21) 土地建物の有効利用や出店に関する企画及びコンサルティングに関する事業
- (22) 各種研修・セミナー・イベント・市場調査の企画、コンサルティング及び運営並びに資格試験対策事業
- (23) 給与計算業務、経理業務、採用及び人事管理業務、文書管理業務及び仕入業務に係る代行事業
- (24) コンピューター及びコンピューター周辺機器並びにコンピューターシステム及びコンピューターソフトウェアの開発、製造、販売、保守及び賃貸事業
- (25) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
- (26) ビル・店舗・事務所並びに一般家屋に係る清掃、警備、その他一般ビルメンテナンスに関する事業
- (27) 前1号から9号に関する輸出入事業
- (28) 前1号から26号に関するフランチャイズチェーンの経営及びフランチャイジー加盟による運営業
- (29) 前各号に付帯する一切の業務に関する事業

2. 当会社は、前条各号の事業を自ら営むことができるものとする。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を石川県白山市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利

(基準日)

第9条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び株主の権利行使に関連する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年8月20日までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月20日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役最高顧問、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他役付取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第33条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

- 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

- 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

- 第42条 当会社の事業年度は、毎年5月21日から翌年5月20日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。
2. 前条に基づき当会社が事業年度の中間における剰余金の配当を定めるときの基準日は、毎年11月20日とする。
3. 当会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

これは、当会社の定款である。

令和元年8月17日

石川県白山市松本町2512番地
株式会社クリのアオキホールディングス
代表取締役 青木 宏憲

